

火災共済契約における詐欺行為を理由として生命共済契約の解除を認めた事案

福岡高判平成24年2月24日（福岡高裁平成23年（ネ）第564号）判タ1389号273頁、
判時2145号108頁（原審取消、上告申立後、上告不受理決定）

〔事実の概要〕

X（原告、被控訴人）は、平成14年4月1日、各種の生命共済及び火災共済に関する事業を行っているY協同組合連合会（被告、控訴人、以下「Y」という。）との間で、Xを被共済者として、以下の内容を含む生命共済契約（共済種目：基本コース総合保障4型）を締結した（以下「本件生命共済契約」という。）。

（ア）入院保障 交通事故又は交通事故を除く不慮の事故の場合、5日目から184日目まで。共済金額：1日当たり1万円。

（イ）通院保障 交通事故又は交通事故を除く不慮の事故の場合、14日以上90日まで。共済金額：実通院当初から1日当たり2,000円。

本件生命共済契約の「ご加入のしおり」では、Yの営む組合の共済につき加入者に詐欺の行為があったときは、共済加入が解除される旨、加入が解除された場合には共済金の支払ができない旨規定されている。

Yの生命共済事業規約（以下「本件規約」という。）及び生命共済事業実施規則（以下「本件規則」という。）には、以下の定めがある。

- ① 共済契約につき共済契約者に詐欺の行為があった場合には、当該共済契約を解除することができる（本件規約17条3項）。
- ② 本件規則に定める場合には将来に向かって共済契約を解除することができる（本件規約17条4項）。
- ③ 共済契約を解除した場合には、その解除が共済事故発生の後になされたときであっても、Yは共済金を支払う責に任ぜず、既に共済金を支払っていたときはその返還を請求することができる（本件規約17条5項）。
- ④ 本件規約第17条4項の「生命共済事業実施規則に定める場合」の一つとして、「共済契約者が過去に共済金または保険金の請求行為に関し詐欺行為を行った場合」が規定されている（本件規則14条2号）。

Xは、平成19年6月ころ、Yとの間で、X所有の以下の木造家屋（未登記。以下「本件建物」という。）につき、Xを被共済者として、以下の内容の火災共済契約（共済種目：新型火災共済）を締結し（以下「本件火災共済契約」という。）、以後、毎月の掛金の支払を継続してきた。

（ア）物件住所 福岡県糟屋郡〈以下省略〉

（イ）保障開始日 平成19年7月7日

（ウ）構造 木造

（エ）用途 住まい専用住宅

（オ）保障額

① 住宅（98坪） 4,000万円

② 家財（1人） 400万円

③ 臨時費用共済金（火災等共済金の20%、1回の共済事故につき200万円の限度）

本件火災共済契約の「ご加入のしおり」では、加入者の故意又は重大な過失による損害に対しては共済金の支払ができない旨、この場合には、共済加入は解除される旨規定されている。

平成19年11月8日午後3時18分ころ、本件建物において火災が発生し、本件建物及びその中の家財が全焼した（以下「本件火災」という。）。

平成19年11月20日午前11時40分ころ、Xが本件火災現場の敷地において脚立から地面に転落するという事故（以下「本件転落事故」という。）が発生した。

平成20年8月15日午後4時50分ころ、Xが自己所有の普通乗用自動車を運転して福岡市（以下省略）先路上を進行中、後方からA運転の普通乗用自動車に追突されるという事故（以下「本件第1交通事故」という。）が発生した。

平成20年9月17日午後3時45分ころ、Xが、a荘401号において、本件建物のかつての賃借人であったBから木刀で左腹部を殴打されるなどの事故（以下「本件暴行事故」という。）が発生した。

平成20年12月28日午前4時10分ころ、Xが勤務先のタクシー会社保有の普通乗用自動車に乗務中、福岡県太宰府市（以下省略）所在のf薬局

前路上にて信号停車していた際、後方からC運転の普通乗用自動車に追突されるという事故（以下「本件第2交通事故」という。）が発生した。

Xは、Yに対し、本件火災共済契約（下記①）ないし本件生命共済契約（下記②及び③）に基づいて、共済金の支払請求を行ったが、Yは、その支払を拒絶した。

①本件火災事故

請求日 平成19年11月12日

支払拒絶通知日 平成20年2月7日

②本件転落事故

請求日 平成20年3月9日

支払拒絶通知日 平成20年6月20日

③本件第1交通事故、本件暴行事故、本件第2交通事故

請求日 遅くとも平成21年3月末日

支払拒絶通知日 同年4月22日

YはXに対し、平成21年4月22日付け書面により、本件火災事故及び本件転落事故についての共済金の支払請求がXの詐欺行為に該当することを理由に、本件生命共済契約を解除する旨通知し、上記書面は、同月24日、Xに配達された。

XとYとの間の共済契約歴や他の保険者との保険契約歴は以下の通りである。

表1：XのYとの共済契約歴

(ア) 火災共済契約	
① 物件	旧自宅建物
保障開始日	S63.10.1
保障額	建物1670円・家財1200万円
掛金	月額2009円
支払日	S63.11.1
支払実績	火災共済金3070万円
② 物件	本件自宅建物
保障開始日	H4.11.1
保障額	建物3000万円・家財1200万円
掛金	月額2940円
支払実績	なし
その他	掛金延滞によりH17.6.30終了
③ 物件	a荘
保障開始日	H4.11.1
保障額	建物3000万円
掛金	月額1260円
支払実績	なし
その他	掛金延滞によりH17.6.30終了
④ 本件火災共済契約	
物件	本件建物
保障開始日	H19.7.7
保障額	建物4000万円・家財400万円
掛金	月額3080円
(イ) 生命共済契約	
① 保障開始日	S63.9.1
支払実績	なし
その他	取消しにより終了
② 本件生命共済契約	

保障開始日	H14.4.1
支払実績	206万7200円
疾病4件・交通事故1件	

表2：Xの他の保険者との保険契約歴

P1 生保会社	
①定期保険特約付終身保険	
契約日	H7.8.1
支払日	H13.10.22~H20.12.3
支払額	疾病入院給付金 272万円
	手術給付金 30万円
	退院給付金 110万円
	災害入院給付金 111万円
	合計 523万円
②5年ごと利益配当付医療保険	
契約日	H18.4.1
支払日	H18.11.2~H20.12.3
支払額	疾病入院給付金 109万円
	災害入院給付金 123万円
	合計 232万円
P2 生保会社	
①養老保険	
効力発生年月日	H11.1.5
満期日	H21.1.4
支払日	H13.11.12~H20.11.28
支払額	入金保険金 143万9695円
	手術保険金 43万5471円
	通院療養給付金 2万8000円
	合計 190万3166円
②養老保険	
効力発生年月日	S59.2.23
保険料未払のため	H10.5.23失効
P3 損保会社	
①傷害保険	
保険期間	H17.4.6~H20.4.6
	H20.3.27~H23.3.27
	(いずれも1年ごとの更新)
事故日	H17.6.23
	H19.11.20 (本件転落事故)
	H20.8.15 (本件第1交通事故)
	H20.9.17 (本件暴行事故)
	H20.12.28 (本件第2交通事故)
支払日	H17.11.16~H21.6.30
支払額	220万4530円
②自動車保険	
保険期間	H10.8.1~19.3.15
	※1年更新で、H16に保険料不払で失効後
	再加入、平成19.1.26解除
事故日	H11.1.12
	H12.8.21 (車両損害)
	H14.1.17 (交通事故による追突被害)
	H14.9.19
	H15.3.31 (車両同士の接触事故)
	H16.2.26 (車両損害)
	H16.11.27 (車両損害)
	H18.12.27 (交通事故による追突被害)
支払日	H11.2.5~H21.11.24
支払額	140万1079円
③火災保険	

<p>保険期間 H14. 4. 4～H18. 12. 8 ※この期間に異なる火災契約が数本締結更新されている。 事故日 H16. 8. 30 (風災・台風) H17. 9. 6 (風災・台風) 支払日 H16. 10. 8～H17. 10. 18 支払額 305万2704円</p>
<p>P4損保会社 ①人身傷害保険 事故日 H18. 12. 27 (交通事故による追突被害) 支払日 H19. 2. 13～H22. 1. 27 支払額 108万1417円 ②対物賠償保険 事故日 H20. 8. 15 (本件第1交通事故) 支払日 H20. 10. 23 支払額 22万2000円 ③対人賠償保険 事故日 ②の事故と同一 支払日 H20. 9. 17～H21. 9. 25 支払額 120万0000円</p>
<p>P5協同組合連合会 建物更生共済 物件 本件自宅建物 契約日 H5. 7. 2 共済期間 同日から30年間 火災共済金額1000万円 満期共済金額 200万円 事故日 H16. 8. 30 (自然災害) 支払額 4万3550円</p>
<p>P6生保会社 普通養老保険 契約成立日 H17. 8. 1 保険金額 800万円 (H20. 10. 30 解約により消滅)</p>
<p>P7火災共済生活協同組合 火災共済契約 ① 物件 旧自宅建物 加入年月日 S60年10月9日 契約金額等 建物 1500万円 支払日 S63年10月31日 給付金額 1500万円 ② 物件 a 荘 加入年月日 S63. 10. 9 契約金額等 建物 960万円 ③ 物件 本件建物 加入年月日 H13. 10. 9 契約金額等 建物 1500万円 以上、3件とも平成18年11月6日にXの申出により解約。 以上の他にも、Xは、①P6生保会社から、平成13年9月から平成16年10月までの間に、疾病入院給付金及び手術給付金等として合計94万4000円の、②P8生保会社から、平成13年8月から平成14年1月までの間に、疾病入院給付金及び手術給付金等として合計35万円の各支払を受けている。</p>

その他の事情として、P3 損保会社は、平成 20 年 5 月 30 日、訴外Dが運転し、訴外Eが同乗する車両がX運転の車両に追突した交通事故（事故日：平成 18 年 12 月 27 日）につき、Dとの間の保険契約に基づくD及びEに対する保険金の支払義務が存在しないこと並びにXとの間の普通傷害保険契約（表 2P3 損保会社①傷害保険）に基づくX

に対する保険金の支払義務が存在しないことの確認を求める訴訟を福岡地方裁判所に提起した（以下「別件交通訴訟事件」という。）。その後、Xは、別件交通訴訟事件において、P3 損保会社に対し、20 万円及びこれに対する遅延損害金の支払を求める反訴を提起したが、担当裁判官から請求原因の補正命令を受け、これを拒否したため、平成 21 年 10 月 8 日、反訴状の却下命令を受けた。そして、同日、別件交通訴訟事件において、上記交通事故につき、上記普通傷害保険契約に基づく傷害保険金の存在及び金額について具体的主張及び立証を一切行わないことを理由に、P3 損保会社のXに対する同保険契約に基づく傷害保険金の支払義務がないことを確認する旨の判決が言い渡され、同判決は確定した。

原審（福岡地裁平成 23 年 3 月 31 日判決（平成 20 年（ワ）第 4099 号及び平成 21 年（ワ）第 2439 号）判例集等未登載）は、①本件火災についてXの関与した放火によるものとは認められず、Yは本件火災共済に基づく共済金の支払義務を免れない、②Xに詐欺行為があったと認められずYの本件生命共済契約の解除はその効力は生じない、としてXの各共済金の支払請求をいずれも認容した。

【判旨】 原判決取消、請求棄却

(1) 本件火災共済契約におけるXの故意の認定について

本判決は、以下の事実認定からXの故意を導く。

- ① Xは、本件火災発生時の3か月ほど前に、本件放火依頼発言を行っている。その上で、「本件放火依頼発言が行われた時期が本件火災発生時の2、3か月前であり、かつ、本件火災共済契約が締結された直後であることからすれば、同発言は本件火災に対する被控訴人の関与を窺わせる極めて重大な発言であるというべきである。」とする。
- ② Xは過去にYとの間で、本件自宅建物及びa 荘の火災共済契約を締結していたが、3年程前に掛金延滞により終了させた後、平成 19 年 6 月頃に、上記両建物ではなく、本件建物につき、本件火災共済契約を締結していることが、各建物評価額等の関係等も含めて不自然な感を認めない、とする。
- ③ 本件火災は、本件火災共済契約締結の約5か月後、その保障開始日の約4か月後という近接した時期に発生している。
- ④ 本件火災発生当時、Xは2000万円を超える支払

債務を抱えていること、その債務の支払が遅延していること、固定資産税等多額の税金を滞納しその支払いに窮していること等の状況下で、Xが自ら進んで本件火災共済契約を締結した。

- ⑤ Xは、これまで、長期間にわたり、多数の保険会社との間で多数回にわたり保険契約を締結し、その結果、平成11年から平成22年までの間に支払を受けた保険金額は合計2000万円を超えており、保険金がXの重要な収入源となっていたと言っても過言ではなく、Xが、本件火災発生当時、債務や税金の支払に窮していたにもかかわらず、月額7万円前後の保険料(共済掛金)を支払い続けていたことは、Xの保険金に対する依存の強さを示すものである。
- ⑥ Xは、本件火災の約19年前に発生した旧自宅建物の火災事故により、Y他1名から共済金合計4570万円の支払を受けた経験を有している。
- ⑦ 本件火災発生当日のXの行動(アリバイ)を裏付ける客観的資料はなく、X自ら、ないしは第三者を使用して、放火することは十分に可能であったことになる。

その上で、各事情を総合勘案し、本判決は、「本件火災は、被控訴人自らないしはその意を受けた第三者が、本件建物の3階部分の居室内に放火したことにより発生したものと推認するのが相当である。」と判示する。

(2) Xの生命共済契約の解除等について

「・・・以上によれば、本件火災は、被控訴人の故意によるものであるから、控訴人は、被控訴人に対して、本件火災事故について共済金の支払義務を負わない。また、被控訴人が本件火災事故について共済金の支払を請求したことは詐欺行為に該当するから、これを理由に、控訴人が、被控訴人に対してした本件生命共済契約を解除する旨の通知・・・によって、同契約は解除されたことになる。そうすると、控訴人は、被控訴人に対し、本件転落事故、本件第1交通事故、本件暴行事故及び本件第2交通事故について、本件生命共済契約に基づく共済金の支払義務を負わない・・・。

したがって、被控訴人の本訴請求は、その余の点について判断するまでもなく、いずれも理由がない。」

[研究]

1 本判決の意義

本判決は、火災共済契約と生命共済契約とを締結している共済契約者Xが故意に火災事故を招致

したとして共済事業者であるYの故意による事故招致免責が認められ、本件火災共済契約に基づく共済金の支払請求について詐欺行為を行ったことを理由にYによる本件共済規約・規則に基づき本件生命共済契約の解除を認めた事案である。

Yは本件火災事故による火災共済金の請求だけではなく、本件転落事故による共済金請求についてもXの詐欺行為に該当することを理由に、本件生命共済契約の解除を主張しているが、本判決は、火災共済金の請求がXの詐欺行為にあたる点のみ詳細に事実認定をした上で、なぜ、直接に、本件共済規約・規則に基づき種類の全く異なる本件生命共済契約の解除の効果を認めることとなるかという、その理由を一切説明せずに、本件規約・本件規則の文理に従い、直接に適用を肯定した点に特色がある。

重大事由による契約解除に関する保険法の規定は保険法施行前に締結された生命保険契約(保険法2条1号の定義により本件共済も保険契約に該当する)についても適用されることになるが(保険法附則4条1項)、本件は、保険法施行前に生じた紛争事案であることから保険法が適用されることはない。現行のYの「ご加入のしおり」によれば、重大事由による契約解除の規定の片面的強行規定性から、生命保険会社が使用する約款と同様な保険法の規定に沿う規定に改定がなされている。後述する通り、仮に本件で問題となった本件共済規約・規則が現在も維持され、火災共済契約での詐欺行為を生命共済契約にも直接に適用し重大事由解除を認めることになれば、片面的強行規定に違反し無効(保険法65条2号・57条2号)となる可能性がある(小川聖史「本件判批」共済と保険56巻2号(2014年)45頁注11))。

2 火災共済契約における故意による事故招致免責適用の妥当性

本判決は、本件火災の出火場所、放火以外の出火原因の可能性、放火に関するX等の関与の可能性、Xの動機や属性、Xの経済状態、保険契約歴、同種保険事故の経験、本件火災前後のXの言動、本件火災共済締結に至る経緯、火災共済契約と本件火災事故との時間的間隔等、これまでの裁判例で認められた事実認定と同様な考え方に基づき、Xの故意の推認を判断している。本稿では、Yの事故招致免責の主張が認められることを前提に、以下では、重大事由解除に関する論点を中心に検討を行う(なお、火災保険金請求におけるモラルリスク事案に係る下級審裁判例を分析する近時の

文献としては、東京地方裁判所プラクティス委員会第一小委員会「保険金請求権訴訟をめぐる諸問題(中)」判タ 1398 号(2014 年) 5 頁以下を参照)。

3 重大事由による契約解除

重大事由による契約解除の考え方は、昭和 55 年以降、ドイツ(当時の西ドイツ)の判例・学説を参考に、信託関係破壊の法理等を根拠に、保険者による特別解約権の法理をわが国においても導入すべきことについて、学説等において提唱されてきたものである(中村敏夫『生命保険契約法の理論と実務』(保険毎日新聞社、1997 年) 387-397 頁、中西正明『傷害保険契約の法理』(有斐閣、1992 年) 266 頁、359 頁注(2))。

その後、生命保険契約における死亡保険金詐取を目的として替玉殺人を試みたが、替玉殺人が発覚したことから、保険契約者兼被保険者が自殺した事案である大阪地判昭和 60 年 8 月 30 日判時 1183 号 153 頁は、当該自殺は自殺免責期間経過後ではあるが、保険者の特別解約権を認めるに至った。

生命保険業界においては、このような動きを受け、昭和 62 年 4 月に個人向けの医療保障保険及び疾病特約の約款に特別解約権に関する条項が新設され、翌年 4 月からは主契約に適用される生命保険普通保険約款において重大事由による解除権の規定を導入するに至った(山口誠「重大事由による解除権とガイドライン」生命保険協会会報 69 巻 1 号(1989 年) 2 頁以下参照)。

保険者の重大事由解除の理論的根拠を巡り、債務不履行を理由とする解除と捉える見解、継続的契約における信託関係破壊法理の一環と捉える見解、危険増加に関する規定の類推適用と捉える見解等が主張されてきた(各見解の理論構成等については、田口城「重大事由による解除」甘利公人=山本哲生編『保険法の論点と展望』(商事法務、2009 年) 158 頁以下参照)。

なお、保険法は、既に約款や下級審裁判例・学説で認められていた保険者の特別解約権を、保険契約の類型に共通の規律を設け、本件で問題となる点も含めて、その要件効果を明確化している。また保険法においては、重大事由解除に関する規定新設の趣旨を、保険契約については、当事者間の信託関係が契約の大前提として強く求められる契約類型であり、保険契約者等の側でモラルリスク事案のように信託関係を破壊するような行為が行われた場合には、もはや当該契約関係を維持することができないものとして、保険者に解除による

契約関係からの解放を認める必要がある、と説明されており(萩本修編著『一問一答保険法』(商事法務、2009 年) 97-98 頁)、信託関係破壊法理を基礎として捉えているものと考えられる(榊素寛「保険法における重大事由解除」竹濱修=木下孝治=新井修司編『中西正明先生喜寿記念論文集保険法改正の論点』(法律文化社、2009 年) 367 頁。なお、田口・前掲 161 頁注 49) では、継続契約説を基礎としつつも、債務不履行説、危険増加類推適用説、それぞれの考え方を踏まえ立法の基礎をしたものと指摘する)。

4. 詐欺行為による重大事由解除の対象範囲

本判決は、「被控訴人が本件火災事故について共済金の支払を請求したことは詐欺行為に該当するから、これを理由に、控訴人が、被控訴人に対してした本件生命共済契約を解除する旨の通知・・・によって、同契約は解除されたことになる。そうすると、控訴人は、被控訴人に対し、本件転落事故、本件第 1 交通事故、本件暴行事故及び本件第 2 交通事故について、本件生命共済契約に基づく共済金の支払義務を負わない」として、本件火災共済金の詐欺請求が、本件規約・本件規則所定の共済金支払請求の詐欺行為に該当することを理由に、火災共済とは全く別の種類である本件生命共済契約の解除を肯定する。

他の種類の保険契約に対する保険金詐取目的による保険事故招致行為を理由に、保険金詐取による保険金請求を解除事由とする約款条項の適用を認め、重大事由解除の効果を肯定するかに関して、保険法施行前において下級審裁判例及び学説において見解の対立があった。

船舶保険金を詐取させる目的で故意に本件船舶を沈没させ損害保険会社から船舶保険金を詐取しようとした行為が生命保険契約に適用される約款条項における被保険者が保険金(他の保険契約の保険金を含み、保険種類及び保険金の名称の如何を問わない。)を詐取する目的若しくは他人に保険金を詐取させる目的で事故招致行為をした場合、又は、これと同等の保険契約を継続することを期待し得ない事由がある場合には、保険者は、保険金支払事由が生じた後でも、保険契約を解除することができ、保険者は受取人に保険金を支払わない旨の条項に該当するかが争われた東京地判平成 14 年 6 月 21 日生保判例集 14 巻 385 頁は、「保険金詐取目的での故意の事故招致行為が、保険契約の基盤を破壊し、ひいては保険制度そのものの根本を揺るがす重大な非違行為であることに鑑みれ

ば、当該生命保険契約継続中に、当該生命保険契約の保険者と締結した他の保険契約であるか、それ以外の保険者と締結した他の保険契約であるかを問わず、また、保険の種類に拘わらず、およそ保険制度を利用して『保険金』を詐取し、又は他人に詐取させる目的で保険事故を招致した被保険者等の者は、保険契約の射倖性を悪用し、保険制度の根幹を危うくしたものとして、原則として当該契約関係から排除するのが相当というべきである」として、船舶保険における保険金詐取目的による事故招致を理由に、保険種類の異なる生命保険契約について保険金詐取目的の事故招致を定める重大事由解除条項の適用を肯定する。

次に学説の状況であるが、前掲・東京地判平成14年6月21日の立場を支持する見解は以下の通り説明する。すなわち、保険金詐取目的の故意の事故招致は、保険契約の構造の悪用を企図するものであって保険契約にとって極めて有害な行為である。そして、保険金詐取目的の故意の事故招致を行う者にとっては、保険契約の種類が何であるかは一般には重要な意味を持たなく、船舶保険について保険金詐取目的の故意の事故招致を行った者について、船舶保険以外の保険契約についてはそのような行為をする可能性はない、とは考えがたいことを理由に、生命保険契約の保険者が、船舶保険について故意の事故招致を行った被保険者に関して、この被保険者は生命保険契約に関しても信頼できないと考えたとしても相当の理由があるとする（中西正明「生命保険契約の重大事由解除」大阪学院大学法学研究34巻1号（2007年）95頁）。

しかし、学説においては批判的な見解が多い（甘利公人「判批」保険事例研究会レポート182号（2003年）8頁、同『生命保険契約法の基礎理論』（有斐閣、2007年）194頁、木下孝治「判批」保険事例研究会レポート182号（2003年）17頁、山下友信『保険法』（有斐閣、2005年）643頁等）。その理由としては、保険者が担保する危険が全く異なっていること（甘利・前掲7頁）、重大事由解除の権利は例外的な場合に保険者に許されているものであり、主観的に信頼関係が破壊されているとしても、客観的に信頼関係が破壊されていない場合にまで約款条項の適用を認めるべきではないとして、当該保険者が危険を担保している保険契約に限られるべきであること（甘利・前掲書194頁、同・前掲8頁）、損害保険と生命保険とをまたぐ場合には、保険者の側で、生命保険においても

信頼関係が破壊されたと評価できるだけの事情を主張立証すべきであり、損害保険金の詐取目的の故意の保険事故招致がなされたというのみで重大事由解除は原則として認められず、信頼関係を破壊したと評価するに足りる事情の立証が必要であると解するならば、適用される約款は「その他保険契約を継続することを期待しえない第1号から前号までに掲げる事由と同等の事由がある場合」とするバスケット条項であること（木下・前掲17頁）等が主張されている。

本件においては、その理由については何も述べていないが、本件火災共済による保険金詐取目的による事故招致をもって他の共済種類である生命共済について詐欺行為を理由に解除を認めている点では、前掲・東京地判平成14年6月21日と共通する。しかし、前掲・東京地判平成14年6月21日と相違する点は、本件は火災共済と生命共済とが同じ共済事業者によって引き受けられている点である。もともと保険者が同じ場合であっても、他の保険契約に関しても解除事由が及ぶかに関しては無理に効力を及ぼすことをせず、バスケット条項の適用の問題として考えればよいとする点の指摘がなされている（山下友信・前掲書643頁）。

ところで、保険法施行前の約款においては、特約約款の条項における重大事由解除が認められた場合には、それに連動して主契約の解除を認める内容の条項が置かれているものがあつた。そのような約款条項の下において、下級審裁判例においても特約約款に基づく重大事由による解除が認められる場合には、主契約についても解除を肯定する以下の裁判例がある。被保険者は病死したものであるが、保険金受取人が災害死亡保険金の不正取得を企図して事故状況報告書を提出した等の行為が重大事由解除にあたるとして保険者が保険金支払いを拒んだ事案である福岡高判平成15年3月27日生保判例集15巻218頁は、保険金受取人が災害死亡保険金の不正取得を企図して、保険会社に対して病死を災害による死亡と偽装した虚偽の事故状況報告書を提出した保険金受取人の行為は詐欺行為に当たり、重大事由による解除を定めた約款条項に該当するとして、解除の対象を主契約（非災害死亡保険金）にまで及ぼした。また、自己の視力が保険者との間の保険契約で定める高度障害の状態になったと主張し被保険者に対して保険金が支払われたが、その後、保険者が、被保険者は、前回及び今回において高度障害の状態と偽って保険金を受領、請求したから、同契約を

解除するとして、保険金支払債務の不存在確認等を求めた事案である仙台高判平成 20 年 9 月 5 日ウエストロージャパン（文献番号 2008WLJPCA09056004）は、被保険者は、本件請求 1 の当時、障害給付金の給付要件を充たしていなかったことを分かっているが、自己の症状について医師や被告担当者に虚偽の申告をし、本件請求 1 をしたと認められ、このことは、給付金の請求に関し、被保険者に詐欺行為か、そうでなくとも保険会社との信頼関係を著しく破壊する行為があると認められるのであって、傷害特約を継続することを期待し得ないものといえるから、傷害特約に定める解除事由に当たる、とする。また、本件保険契約の約款上、傷害特約が重大事由によって解除されたとき、保険契約も解除することができ、主契約が効力を失ったときは、他の特約も同時に効力を失う、として主契約についても解除を認める。

本件も同じ共済事業者である点を考えれば、本件火災共済契約での共済金詐取目的の事故招致による信頼関係破壊に伴い、その信頼関係破壊の効果は連動して、本件生命共済契約にも及ぶことになると考えられなくもない。また X は、本件火災事故の数ヶ月後に、本件転落事故、本件第 1 交通事故、本件暴行事故、本件第 2 交通事故を理由に Y に対して共済金の請求を行っている。X の共済金請求の前提となる本件転落事故の事実等の真偽は不明ではあるが、本件放火も含め上記の X を巡る一連の事故は、本件生命共済契約の不正利用の意図が顕在化しているとも考えられ、これは本件火災共済契約のみならず本件生命共済契約にも当てはまるとも考えられなくもない。

しかし、保険者の重大事由解除が認められる場合は、既に指摘されている通り、例外的な場合であり、他の保険契約での解除事由が、当然に異なる種類の別の保険契約の解除事由に該当するとは限らないことも考えれば、再度、本件生命共済契約において信頼関係が破壊され、契約の継続を期待し得ない重大な事由があったかを判断する必要がある。従って、機械的に本件規約等の適用を認め Y の本件生命共済契約の解除を肯定した本判決の判旨には問題があると考えられる（小川・前掲 43 頁も同旨と考えられる）。

本件においては、本件転落事故に基づく X の共済金請求が X の詐欺的行為によるものかを判断するか、本件の事実関係からは不明確ではあるが、本件規約等においても先述の生命保険の重大事由

解除に関するバスケット条項に相当するものが置かれていたのであれば、それらの適用の有無を検討する必要があったと考えられる（小川・前掲 44 頁。なお Y とは異なる協同組合の平成 19 年当時の規約・規則によれば、重大事由解除に関するバスケット条項が置かれていることから、Y の本件規約・規則においても同様ではないかと考えられる）。

5. 本件生命共済金請求における詐欺を理由とする重大事由解除

解除事由となる詐欺の意義に関して、下級審裁判例において、当初から保険金をだまし取る等の明確な意図のもとに、負傷内容を偽り、又は偽造、虚偽作成にかかる診断書を使用する等、詐欺その他の犯罪行為を構成するに足るだけの強度の違法性を帯びた行為を指すものと解すべきである、とするものがある（大阪地判平成 12 年 2 月 22 日判時 1728 号 124 頁）。しかし、この裁判例のように厳格に詐欺行為を解釈する根拠はなく、他の裁判例では保険会社が錯誤に陥ることまでは要件とされていないこと（山下友信=米山高生編『保険法解説』（有斐閣、2010 年）575 頁〔甘利公人〕）や、刑法上の詐欺の既遂に至る程度である必要までないこと（長谷川仁彦「判批」金判 1386 号（2012 年）129 頁）の指摘がなされている（なお、保険法 30 条 2 号、57 条 2 号、86 条 2 号での請求詐欺の程度に関しては、嶋寺基「新保険法の下における保険者の解除権—重大事由による解除の適用場面を中心に」伊藤真他編『石川正先生古稀記念論文集経済社会と法の役割』（商事法務、2013 年）832 頁、833 頁参照）。

本判決においてはもっぱら、火災共済における X の故意に関連する事実認定しかなされていない関係上、判決文で示されている事実のみで、本件転落事故に基づく X の共済金請求が詐欺行為にあたることまでは判断することは難しいかもしれない。また理論的な問題として、本件生命共済契約の内容が不明確であるが、本件転落事故に基づく X の Y に対する共済金請求は、傷害給付金請求にあたり、死亡事故を担保する死亡共済契約とは、やはり対象となるリスクが異なる。そのことから本件転落事故に基づく X の共済金請求が詐欺行為に該当するとしても、死亡事故を対象リスクとする本件生命共済契約が当然に解除されるかという理論的な問題が依然として残されることとなる。

6. バスケット条項による重大事由解除

前掲・東京地判平成 14 年 6 月 21 日に批判的な見解においても、損害保険契約における保険金詐

取目的の事故招致に関しては現行の保険法 57 条 3 号に相当するバスケット条項の適用まで必ずしも否定するものではない(甘利・前掲 4-8 頁、木下前掲 13-18 頁、山下友信・前掲書 643 頁参照。なお甘利・前掲書 225 頁は結論として否定的に解している)。

本件の先行研究においても、バスケット条項の適用に関して、火災共済契約における事情を一事情として斟酌することを排除するものはないとして、詐欺行為として同一の犯罪類型に属する行為であることからすれば、信頼関係を破壊する原因として同一であり、別の火災共済契約について詐欺行為が発生したことは、他の生命共済における信頼関係にも重大な影響を及ぼすことは明らかであること、本件における各共済契約締結及び本件火災に至る経緯、その他の事情等も合わせて総合的に判断すれば、本件生命共済契約の継続を期待し得ない重大事由が存在することを理由に、本件生命共済契約を解除できると考え、本件はこの点を検討すべきであったとする指摘がなされている(小川・前掲 44 頁)。

本件においては、Xの過去のYを含む他の保険者との保険契約歴や保険金請求歴、XのYとの間の火災共済契約の共済金詐取目的による事故招致、P3 損保会社に対する傷害保険金等の詐欺請求の疑い、本件火災から始まり、本件転落事故、本件第 1 事故、本件暴行事故、本件第 2 交通事故が短期間でXに起こっている不自然さや、これらの事故発生経過等を総合的に判断するならば、Yとの関係では、信頼を損ない、本件生命共済契約の存続を困難とする重大な事由があったと認められると考える。なお、本件転落事故等の傷害事故に基づく共済給付金請求に関連した一連の行為が、死亡事故という異なるリスクを対象とする生命共済契約についてもバスケット条項に基づき契約解除が認められるか否かを判断する際、当該共済契約の契約内容も一定程度考慮することになると考える。すなわち、本件生命共済契約は、傷害や入院給付の契約と死亡共済契約とが一体となり切り離しができない契約であるか、又は、主に傷害や入院等の共済金給付が主たる契約内容で死亡共済金は少額で主たる目的ではない契約内容であるような、商品特性があれば、それらも含めて総合判断の要素として考慮されることになると考えられる。また現行の重大事由解除に関する約款条項においては、バスケット条項の具体例の 1 つとして、反社会的勢力に属する者に対して重大事由解除を

肯定する旨の規定が設けられている(山下友信=永沢徹編著『論点体系保険法 2』(第一法規、2014 年) 214 頁以下[山下典孝執筆]参照)。XのYを含めた他の保険者に関連する一連の事情については、反社会的な行動も多分に含まれていると考えられ、それらも総合判断に含めて判断することも許されるものと考えられる。

7. 結語

保険法においては、先述の通り重大事由解除の要件効果が明確に規定されている。

死亡保険契約における保険金詐取目的による被保険者故殺又はその未遂に関しては、他の死亡保険契約においても重大事由解除の効果が認められることとなっている(保険法 57 条 1 号)。その理由は、「生命保険契約は、たとえ他の契約であっても保険契約者が被保険者を死亡させまたは死亡させようとした以上は保険契約の不正利用の意図が顕在化していること」(萩本・前掲書 100 頁(注 2))、「死亡保険における事故招致が、故殺という反社会性の強い行為であることにかんがみ、別の保険者との間で締結している契約も含め、他のすべての死亡保険契約を解除できるよう」にしたこと(嶋寺・前掲 831 頁)、が挙げられている。

それ以外の詐欺による保険給付の請求は当該生命保険契約に限定されることとなっている(同条 2 号)。また、損害保険契約や傷害疾病定額保険契約においても当該各保険契約に限定されている(同法 30 条 1 号~3 号、86 条 1 号~3 号参照)。保険法の重大事由解除に関する規定は片面的強行規定であることから(同法 33 条 1 項、65 条 2 号、94 条 2 号)、Yの保険法対応の規約等においても改定がなされているようであり、今後、類似の問題が発生することは考え難い。このように、保険法の制定により、他の保険種類を跨ぐ形での重大事由解除の主張は否定されることが明確化された。もっとも解釈上の問題として、文理上、「当該」とされている意味に関して、重大事由解除の対象となっている当該保険契約を意味するのか、同じ保険種類の火災保険契約ならば、他の火災保険契約も含み、他の種類の損害保険契約を含めないという趣旨かについては、文理解釈からは当然には導かれないとも考えられる(なお、萩本・前掲書 100 頁(注 2)参照)。また片面的強行規定との関係で、バスケット条項に関する各 3 号と、各 1 号及び 2 号との関係を踏まえた、各 3 号が適用される要件となる事情についても解釈上の問題として、残された課題となる。

(大阪：平成 26 年 6 月 13 日)

報告：大阪大学	教授	山下	典孝	氏
座長：立命館大学	教授	竹濱	修	氏
曾根崎法律事務所	弁護士	川木	一正	氏